

助成金申請書類作成の手引き

令和5年度
カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業

〈令和5年度 申請受付期間〉
令和5年4月28日から令和6年3月29日まで
※「わ」ナンバー以外は令和5年7月31日まで

（お問い合わせ先・申請書の提出先）

公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
（愛称：クール・ネット東京）
〒163-0809
東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階
Eメール：cnt-toshiene@tokyokankyo.jp
ホームページ：
<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>
受付時間：月曜日～金曜日（祝祭日を除く）
9：00～17：00（12時～13時までは除く）

東京都地球温暖化防止活動推進センターとは

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第38条に規定され、地球温暖化防止活動の推進を図ることを目的とする一般財団法人の中から一つを、都道府県知事が指定するものです。東京都においては、財団法人東京都環境整備公社（現公益財団法人東京都環境公社）が平成20年2月4日に、東京都地球温暖化防止活動推進センターとしての指定を受け、同年4月1日に活動を開始しました。

目次

助成金を申請される皆様へ	1
1 事業概要.....	2
1.1 目的	2
1.2 事業スキーム	2
1.3 スケジュールフロー	3
2 助成内容.....	7
2.1 助成対象者（交付要綱第 3 条参照）	7
2.2 助成対象車両（交付要綱第 4 条参照）	9
2.3 助成対象経費（交付要綱第 5 条参照）	11
2.4 助成金額（交付要綱第 6 条参照）	12
3 交付申請	14
3.1 申請手続き（交付要綱第 7 条参照）	14
3.2 申請方法	14
3.3 申請にあたっての留意事項	15
3.4 リース契約について	16
4 使用状況報告（交付要綱第 9 条参照）	17
4.1 報告時期	17
4.2 令和 4 年度分報告書の提出方法	17
5 変更・処分	18
5.1 軽微な変更	18
5.2 処分の制限（交付要綱第 17 条参照）	19
5.3 処分の手続き	20
5.4 その他	22

助成金を申請される皆様へ

当法人の助成金については、東京都の公的資金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められております。当法人としまして、不正受給などの不正行為に対しては厳正に対処いたします。

本助成金を申請される方、申請後、採択が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分御認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

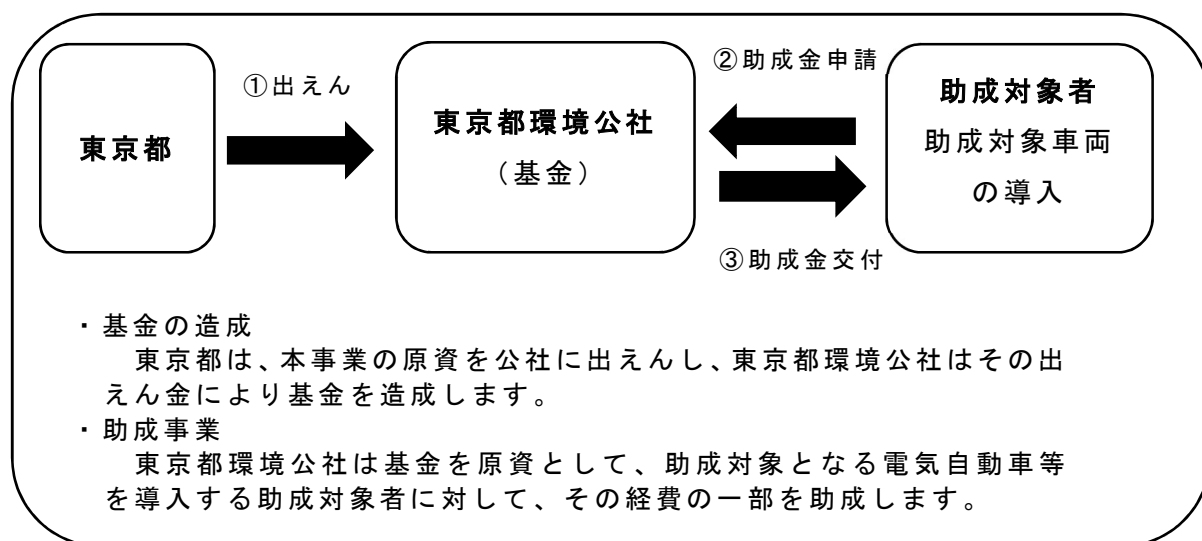
1. 助成金の申請者が当法人に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成金で取得した助成対象車両を、当該の処分制限期間内に処分（助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することをいいます。）しようとするときは、事前に処分内容等について当法人の承認を受けなければなりません。なお、当法人は、必要に応じて助成対象車両の管理状況について調査することがあります。
3. 当法人は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記事項に違反した場合は、当法人からの助成金交付決定及びその他の権利を取り消します。また、当法人から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金（年率10.95%）を加えて返還していただきます。

1 事業概要

1.1 目的

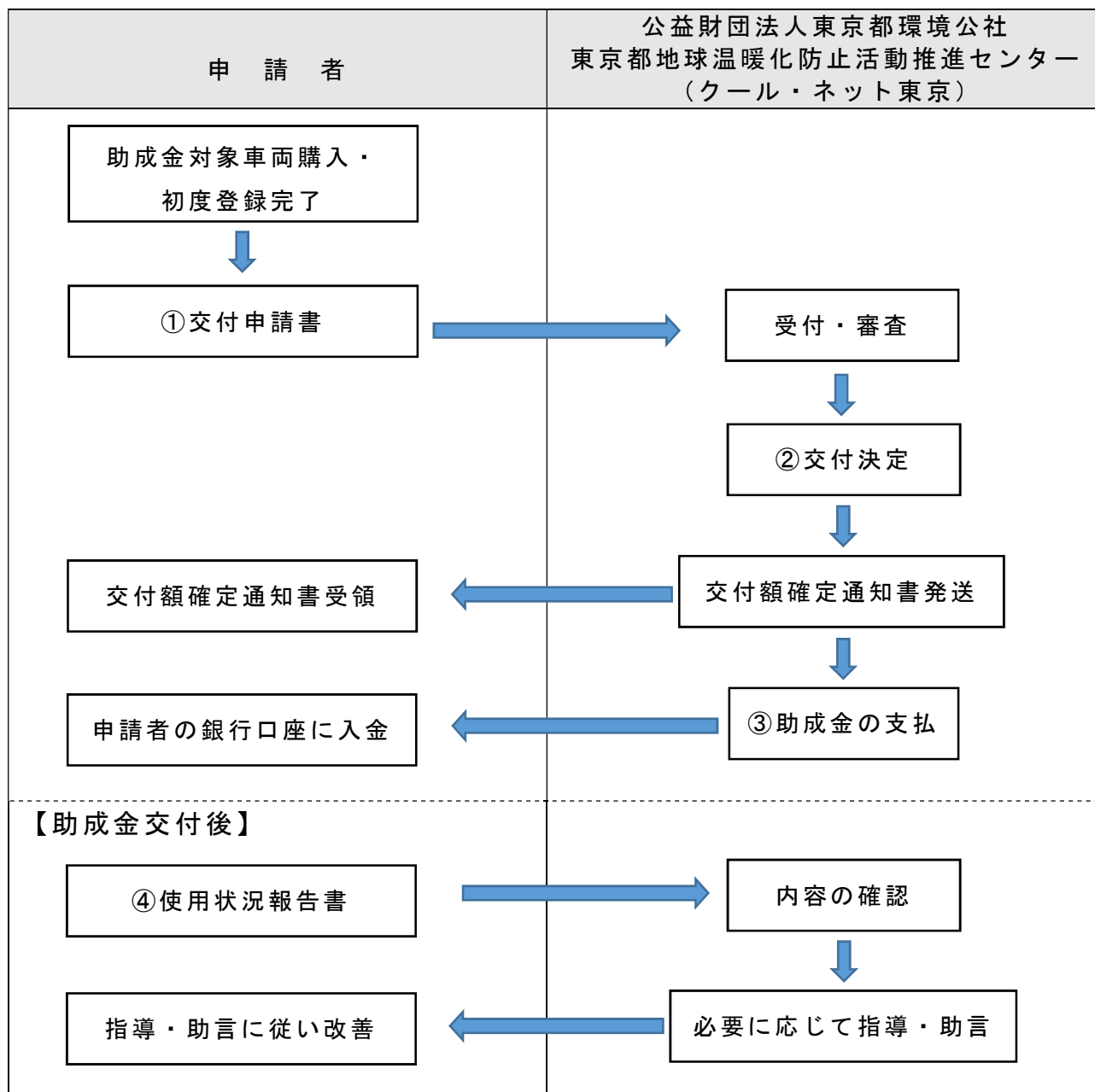
カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業（以下「本事業」という。）とは、公益財団法人東京都環境公社が、都内のカーシェアリング事業者又はレンタカー事業者が電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を導入するにあたり、その経費の一部を助成することにより、自動車から排出される二酸化炭素の削減を図ることを目的に実施するものです。

1.2 事業スキーム



1.3 スケジュールフロー

《（その１：「わ」ナンバー）の場合》



- ① 申請者は、助成対象車両を購入し初度登録を完了した後、初度登録日から１年以内に申請を行ってください（申請書記入日ではなく、受付日が基準になります。）。
- ② クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付額確定通知書を発送します。
- ③ クール・ネット東京は、交付額確定通知書発送から一定期間ののちに、申請者の口座に助成金の支払いを行います。支払い日の連絡はしませんので、予めご了承ください。

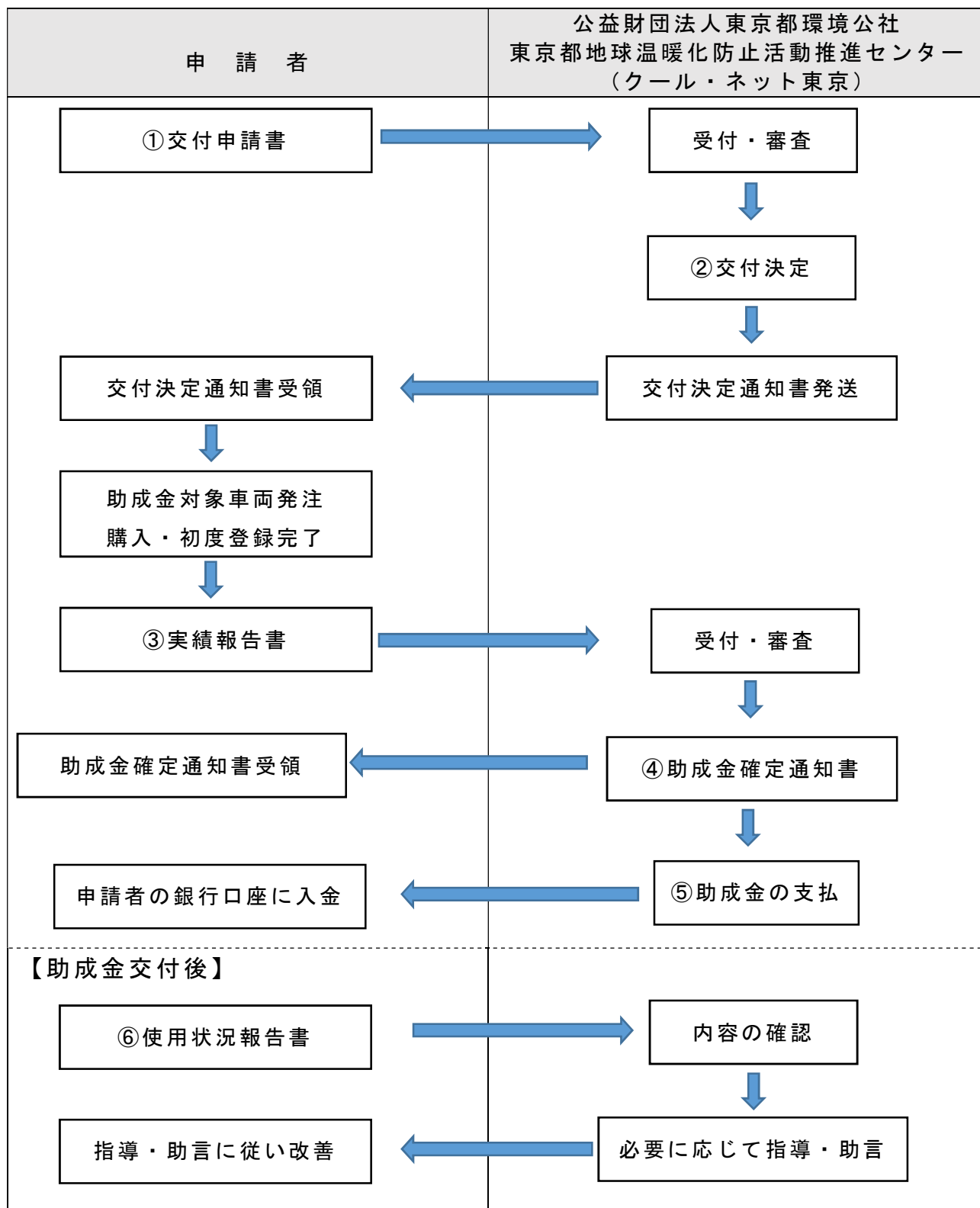
- ④ 助成金を交付された申請者は、交付決定を受けた日の属する年度から起算して4か年度にわたって助成対象車両の当該各年度の稼働状況等について、公社に報告してください（「4. 使用状況報告」参照）。

※オンライン申請・郵送申請受付締切日は

令和6年3月29日(金曜日)17:00 必着です。

《（その２：「わ」ナンバー以外）の場合》

→ 車両の購入発注（契約）前の事前申請となりますのでご注意ください。



- ① 申請者は、助成対象車両を発注する前に申請を行ってください。
- ② クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付決定通知書を発送します。
- ③ 交付決定後、助成対象車両を購入し、**令和6年3月31日まで**に初度登録を完了した後、**30日以内**に実績報告書の申請を行ってください。
- ④ クール・ネット東京は、申請書類の内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、基金の範囲で本助成金の交付を決定し、交付額確定通知書を発送します。
- ⑤ クール・ネット東京は、交付額確定通知書発送から一定期間ののちに、申請者の口座に助成金の支払いを行います。支払い日の連絡はしませんので、予めご了承ください。
- ⑥ 助成金を交付された申請者は、交付決定を受けた日の属する年度から起算して4か年度にわたって助成対象車両の当該各年度の稼働状況等について、公社に報告してください（「4. 使用状況報告」参照）。

※オンライン申請・郵送申請受付締切日は

令和5年7月31日(月曜日)17:00 必着です。

2 助成内容

2.1 助成対象者（交付要綱第3条参照）

（1）助成対象者の種別及び要件（その1：「わ」ナンバー）

種別	要件（申請日時点）
① 法人	・ 法人設立又は支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること。 ・ 道路運送法におけるカーシェアリング事業者又はレンタカー事業者であること。
② 個人事業主	・ 個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること。 ・ 道路運送法におけるカーシェアリング事業者又はレンタカー事業者であること。
③ 区市町村	・ 都内の区市町村であること。 ・ 道路運送法におけるカーシェアリング事業者又はレンタカー事業者であること。
④ リース事業者	・ 上記①～③との間で助成対象車両に係るリース契約を締結していること。

ただし、以下に該当するものは除きます。

- ・ 国及び都内の区市町村でない地方公共団体
- ・ 税金の滞納があるもの
- ・ 刑事上の処分を受けているもの
- ・ 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者等
- ・ その他、公的資金の交付先として社会通念上適切でないもの

（2）カーシェアリング事業者の定義

「カーシェアリング事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受け、会員制により特定の借受人に対して、自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業を営む者としします。

（3）レンタカー事業者の定義

「レンタカー事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条第1項の許可を受けて行う自家用自動車を業として有償で貸し渡す事業を営む者としします。

(4) 助成対象者の種別及び要件（その2：「わ」ナンバー以外）

種別	要件（申請日時点）
① 法人	・ 法人設立又は支店等設置を届け出ており、都内に事業所があること。 ・ 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償又は無償にて貸し渡す（当該社員等が社用車として利用する場合を除く。）又は、平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体又は民間企業間で共同で使用する。
② 個人事業主	・ 個人事業の開業を届け出ており、都内に事業所があること。 ・ 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償又は無償にて貸し渡す（当該社員等が社用車として利用する場合を除く。）又は、平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体又は民間企業間で共同で使用する。
③ 区市町村	・ 都内の区市町村であること。 ・ 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償又は無償にて貸し渡す（当該社員等が社用車として利用する場合を除く。）又は、平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体又は民間企業間で共同で使用する。
④ リース事業者	・ 上記①～③との間で助成対象車両に係るリース契約を締結していること。 ・ 平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、社員等に有償又は無償にて貸し渡す（当該社員等が社用車として利用する場合を除く。）又は、平常時に社用車として使用し、災害時に限らず、他の地方公共団体又は民間企業間で共同で使用する。

2.2 助成対象車両（交付要綱第4条参照）

（その1：「わ」ナンバー）

- 令和13年2月21日までに初度登録された車両であり、初度登録日から申請書受付日までの期間が1年以内であること。
- 初度登録された日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV補助金」という。）の対象車両になっていること。

CEV補助金の対象車両は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

対象車両は、以下のページよりご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

トップページ

<http://www.cev-pc.or.jp/>

- 自動車検査証の記載について、次の表の要件を初度登録時から継続して満たすとともに、「わ」ナンバーかつ自家用・事業用の別欄が「自家用」であること。

自動車検査証中の欄名	通常の購入の場合	助成対象者がリース事業者の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合
所有者の氏名 又は名称	助成対象者と同一 名義	助成対象者と同一 名義	自動車販売業者又 はローン会社等
使用者の氏名 又は名称	助成対象者と同一 名義	貸与先の名義	助成対象者と同一 名義
使用の本拠の 位置	都内	都内	都内

- 新車であること（中古車、新古車は対象外）。
- 車両の支払いについて、いずれかに該当すること。
 - ・ 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること。
 - ・ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。
 - ・ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること。
- 自動車販売業者が販売促進活動（展示・無料での試乗等）に使用するものでないこと。
- 申請する車両が、申請者の自社製品や関係会社から調達した製品でないこと。
- 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。

※本助成金においては、都の車両本体以外の装置に対する助成金や、都以外の補助金・助成金の受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。

【併用できる補助金・助成金の例】

- ・ C E V 補助金
- ・ サポカー補助金
- ・ 環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（その２：「わ」ナンバー以外）

- 令和５年４月１日以降に初度登録された車両であり、交付決定されていること。
- 初度登録された日において、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」（以下「CEV 補助金」という。）の対象車両になっていること。

CEV 補助金の対象車両は随時更新されますので、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページでご確認ください。

対象車両は、以下のページよりご確認ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

トップページ

<http://www.cev-pc.or.jp/>

- 自動車検査証の記載について、次の表の要件を初度登録時から継続して満たすこと。

自動車検査証中の欄名	通常の購入の場合	助成対象者がリース事業者の場合	割賦販売（所有権留保付ローン）で購入する場合
所有者の氏名 又は名称	助成対象者と同一 名義	助成対象者と同一 名義	自動車販売業者又 はローン会社等
使用者の氏名 又は名称	助成対象者と同一 名義	貸与先の名義	助成対象者と同一 名義
使用の本拠の 位置	都内	都内	都内

- 新車であること（中古車、新古車は対象外）。
- 車両の支払いについて、いずれかに該当すること。
 - ・ 助成対象者が購入し、代金の支払いが完了した自動車であること。
 - ・ 助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、ローン会社等による

立て替え払いを含めて代金の支払いが完了していること。

・助成対象者が割賦販売（所有権留保付ローン）で購入し、販売業者と今後全額支払いすることを契約していること。

- 自動車販売業者が販売促進活動（展示・無料での試乗等）に使用するものでないこと。
- 申請する車両が、申請者の自社製品や関係会社から調達した製品でないこと。
- 都の他の同種の助成金の交付を重複して受けていないこと。

※本助成金においては、都の車両本体以外の装置に対する助成金や、都以外の補助金・助成金の受給については、制限はありません。ただし、他の補助金・助成金において制限を設けている可能性がありますので、各申請先にご確認ください。

【併用できる補助金・助成金の例】

- ・ C E V 補助金
- ・ サポカー補助金
- ・ 環境省二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

2.3 助成対象経費（交付要綱第5条参照）

助成対象経費 = 車両本体価格

※メーカーオプション、ディーラーオプション、値引き、消費税は含みません。

2.4 助成金額（交付要綱第6条参照）

（初度登録日が令和5年3月31日までの場合）

助成金額は助成対象経費の額とします。ただし、下表の金額を上限とします。

車両の種類	助成金額（上限）
電気自動車（EV）	60万円
プラグインハイブリッド自動車（PHEV）	
燃料電池自動車（FCV）	200万円

（初度登録日が令和5年4月1日以降の場合）

助成対象車両	基本助成額	
	給電機能を有する車両	給電機能を有しない車両
電気自動車（EV）、 プラグインハイブリッド 自動車（PHEV）	75万円	65万円
燃料電池自動車（FCV）	200万円	190万円

① 基本助成金額

給電機能の有無により、補助額を設定します。

車両ごとの助成金基準額はクール・ネットHPに記載の一覧表のとおりです。

万が一、CEV 補助金(<http://www.cev-pc.or.jp/>)の対象となっており、クール・ネットHPに記載の一覧表に記載がない車両については、大変お手数おかけしますが、ご連絡(<https://www.tokyo-co2down.jp/form/?sid=13>)ください。

※ 給電機能：外部給電器・V2H 充放電設備を経由して又は車載コンセント(AC100ボルト／1500ワット)から電力を取り出せる機能

② 自動車メーカー別の上乗せ補助額

以下の自動車メーカー(自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者)が取り扱う車両については、補助額を上乗せします。(最大10万円)

【自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者ごとの上乗せ補助額】

自動車車両製造事業者・自動車輸入事業者名	ブランド名	上乗せ補助額
トヨタ自動車株式会社	トヨタ、レクサス	5万円
日産自動車株式会社	日産	10万円
ビー・エム・ダブリュー株式会社	BMW, MINI	5万円
ボルボ・カー・ジャパン株式会社	ボルボ	5万円
本田技研工業株式会社	ホンダ	5万円
マツダ株式会社	マツダ	5万円
三菱自動車工業株式会社	三菱	10万円
Stellantis ジャパン株式会社	プジョー、シトロエン、 DS、ジープ、フィアット、アバルト、アル ファロメオ	5万円
Tesla Motors Japan 合同会社	テスラ	10万円

※なお、上記以外の自動車メーカー・ブランド名の車両について、上乗せ補助の適用はありません。

③ 高額車両における補助額

高額車両(税抜 840 万円以上)については、①から②までの合計額に 0.8 を乗じた額を補助額とします。

助成金額はオンライン申請で自動計算されます。

なお、助成金額については助成金算定ツールを使用しながら算出し、申請を進めていただくようお願いいたします。

★助成金算定ツール

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>

3 交付申請

3.1 申請手続き（交付要綱第7条参照）

（1）申請受付期限

（その1：「わ」ナンバー）

本助成金事業は、年度ごとに受付期間を設けます。

令和5年度受付期限 令和6年3月29日（金曜日）17：00 必着

（その2：「わ」ナンバー以外）

本助成金事業は、年度ごとに受付期間を設けます。

令和5年度受付期限 令和5年7月31日（月曜日）17：00 必着

（2）提出先

◇申請書の送付先

【オンライン申請の場合】

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>

【郵送の場合】

〒163-0809 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）
モビリティチーム 宛

助成金の交付申請は、助成対象自動車を購入した後、別に定める申請書類チェックリストに記載された必要書類をとりまとめた上で、受付期限までに原則オンライン申請又は郵送にて提出してください（申請期限：令和6年3月29日17時まで）。

「わ」ナンバー以外の車両の助成金の交付申請は、事前申請となりますので、助成対象自動車の購入前（購入契約前）に、別に定める申請書類チェックリストに記載された必要書類をとりまとめた上で、受付期限までに原則オンライン申請又は郵送にて提出してください（申請期限：令和5年7月31日17時まで）。

※申請額が予算額に到達した場合は、その時点で申請の受付を終了します。

なお、予算額の到達が近づいた場合は、ホームページ等でご案内します。

3.2 申請方法

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>

- ・原則としてオンライン申請でご申請ください。
- ・インターネットをご利用いただけない場合は、助成金交付申請書の用紙を郵送することも可能です。
- ・FAXによる申請書類の提出は受け付けておりません。

【郵送の場合】

- ・申請様式は A4 の用紙に片面印刷をお願いいたします。
- ・到着に関するトラブルを避けるため、レターパック、特定記録等の追跡可能な方法をご利用ください。
- ・複数の申請書を同時に郵送する場合は、1 通の封筒にまとめても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請書ごとに書類を分けて入れてください。
- ・封筒の表に「**カーシェア・レンタカー等 Z E V 化促進事業 申請書在中**」と赤字記入又はマーカー等でわかりやすく表記してください。

3.3 申請にあたっての留意事項

【記入方法等】

- ・郵送の場合、鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- ・郵送の場合、申請者名及び金額の訂正は、二重線見え消しをお願いします。それ以外の訂正は、訂正内容がわかれば、特に方法の指定はありません。
- ・押印の必要はありません。

【車両関係】

- ・申請前に車両を処分（※）している場合は、申請できません。
 - ・申請後、交付決定される前に車両を処分することになった場合は、交付決定せずに取り下げ処理となります。クール・ネット東京にお問い合わせフォーム等でご連絡いただき、申請取り下げを申し出てください。
 - ・交付決定される前に車両を処分していたことが交付決定後に判明した場合は、交付決定取消しの対象となります。助成金振込済みの場合は、全額返還及び違約加算金を請求します。
 - ・リース契約期間が処分制限期間（※）より短い場合の申請の可否については、リース契約満了後の予定等により異なりますので、ご連絡ください。
- ※ 処分及び処分制限期間については、「5.2 処分の制限」を参照ください。

【その他】

- ・審査の過程で、現地確認・調査を行うことがありますので、その際にご協力をお願いします。
- ・選考に係る審査料等は徴収しませんが、申請書類作成・送付等に係る経費は、助成対象者の自己負担になります。
- ・提出していただいた書類の返却はしません。申請書類一式のコピー又は電子ファイルを控えとして保管してください。
- ・交付決定後、助成対象者の都合で辞退する場合は、次回以降の応募を制限するこ

とがあります。

- ・職員への働きかけ・陳情等により、公正中立性が確保されないと判断された場合には審査対象から除外させていただきます。

3.4 リース契約について

リース契約時の申請方法は、リース事業者が申請を行います。貸与先が助成対象者、車両が助成対象車両の条件に当てはまる必要があります。

(1) 月々のリース料金から東京都の助成金額相当分以上を差し引いた契約締結

(その1：「わ」ナンバー)

※助成対象自動車の購入及びリース契約の締結完了後に助成金の申請を行ってください。

(その2：「わ」ナンバー以外)

※助成金の交付決定後に、助成対象自動車の購入及びリース契約の締結を行ってください。

①リース使用者（貸与先）に助成金の利益が還元されるよう、月々のリース料金から助成金相当分を減額している契約書の写しの提出が必要となります。

②ここでいう助成金には、本事業以外のもの（国補助やその他の助成金）で、本助成金と同様にリース料金からの減額が条件となっているものも含まれます。

③契約書に月々のリース料金から助成金相当分を減額していることが明記されていない場合は、リース料金減額の証明として「貸与料金の算定根拠明細書（第9号様式）」を提出してください。

(2) 交付申請について

申請者がリース事業者で貸与先が車両ごとに異なる場合は、まとめて申請できません。貸与先ごとに申請を分けてください。

4 使用状況報告（交付要綱第9条参照）

4.1 報告時期

申請者は、交付決定を受けた日の属する年度から起算して4か年度にわたって助成対象車両の当該各年度の稼働状況等を翌年度6月末までに報告してください。ただし、リース事業者が申請者の場合は、カーシェア事業者又はレンタカー事業者が報告を行うこと。

【使用状況報告書の提出イメージ】

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
★交付決定 (8月)				
使用状況 (8月～R4年3月分)	⇒6月末報告			
	使用状況 (4月～翌年3月分)	⇒6月末報告		
		使用状況 (4月～翌年3月分)	⇒6月末報告	
			使用状況 (4月～翌年3月分)	⇒6月末報告

4.2 令和5年度分報告書の提出方法

令和4年度までに「カーシェア等ZEV化促進事業」により助成金の交付を受けた事業者は、令和5年度分の使用状況等の報告書については、下表のとおり提出してください。

なお、本年度当該事業による助成金の交付を受けた事業者は、令和6年度からの提出が必要となります（報告期限は翌年度の5月末日の予定）。

提出物	使用状況報告書（第4号様式） （クール・ネット東京のホームページからダウンロード可能）
	国土交通省関東運輸局東京運輸支局に提出した当該年度の貸渡実績報告書
	同局に提出した当該年度の事務所別配置車両数一覧表
	該当事業や助成対象車両の貸渡料金がわかるホームページ等の写し
提出方法	郵送又は電子メールで提出してください。 【郵送の場合】 〒163-0809 東京都新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル9階 東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京） モビリティチーム 宛 【電子メールの場合】 cnt-toshiene@tokyokankyo.jp

	クール・ネット東京 モビリティチーム ZEVカーシェア・レンタカー助成金担当係 宛
提出期限	令和5年6月30日（金曜日）17:00 必着

※ 使用状況報告書が未提出の場合は、交付要綱違反となり、助成金の全額返納となりますのでご注意ください。

5 変更・処分

5.1 軽微な変更

助成金の交付決定を受けてから処分制限期間内に以下の変更があった場合は、軽微な変更に関する届出が必要になります（変更後の事後届出になります）。

- ①申請者の名前の変更（法人の代表者変更、社名変更、個人の改姓など）

※合併や組織再編等による代表者変更や社名変更は処分に当たります。

- ②申請者の住所変更

- ③自動車検査証の記載情報（登録ナンバー等）の変更

（継続検査、構造等変更検査、自動車重量税変更等の備考欄記載事項変更は、届出不要です。また、所有者が販売会社及びクレジット会社から、申請者に変更の場合は、届出は必要ありません）

- ④リース契約に関する変更（同一貸与先への再リースなど）

ただし、以下の条件を引き続き満たす必要があります。これを満たさなくなる場合は、処分に該当します。

- ①助成対象者の「都内」の要件を満たすこと（P 5 参照）

- ②車検証における「使用の本拠の位置」が都内であること

軽微な変更に関する届出を行う場合は、以下の書類を提出してください。

- ・変更届出書（様式は別途お問い合わせください。）
- ・変更後の自動車検査証の写し
- ・変更が確認できる公的書類の写し

5.2 処分の制限（交付要綱第 17 条参照）

（１）処分の例

助成金を受領した車両には、処分の制限があります。処分とは、以下の内容を指します。

処分の例	処分の基準日
申請者住所（個人事業主の場合は都内事務所）の都外への変更	登記事項証明書等の公的書類における住所変更日
「わ」ナンバー以外のナンバーへの変更 ※「わ」ナンバーで申請した場合のみ	車検証の変更登録日
使用の本拠の位置のみ都外へ変更	車検証の変更登録日
譲渡（売却、下取り、廃車のための引渡）	売買契約日又は車両引渡日
リース契約満了・途中解約・承継による使用者変更（解約後の譲渡・廃車を含む）	リース契約終了日
上記に当てはまらない名義変更	車検証の変更登録日
その他（※）、本助成金の交付の目的に反する使用 ※使用状況報告書が未提出の場合 ※当該助成車両をレンタカーやカーシェア事業として使用していなかった場合 ※主な利用が都外となる場合 等	個別に公社が指定

（２）処分制限期間

本助成金には、下記のとおり処分制限期間が定められています。

処分制限期間
4 年（48 ヶ月）

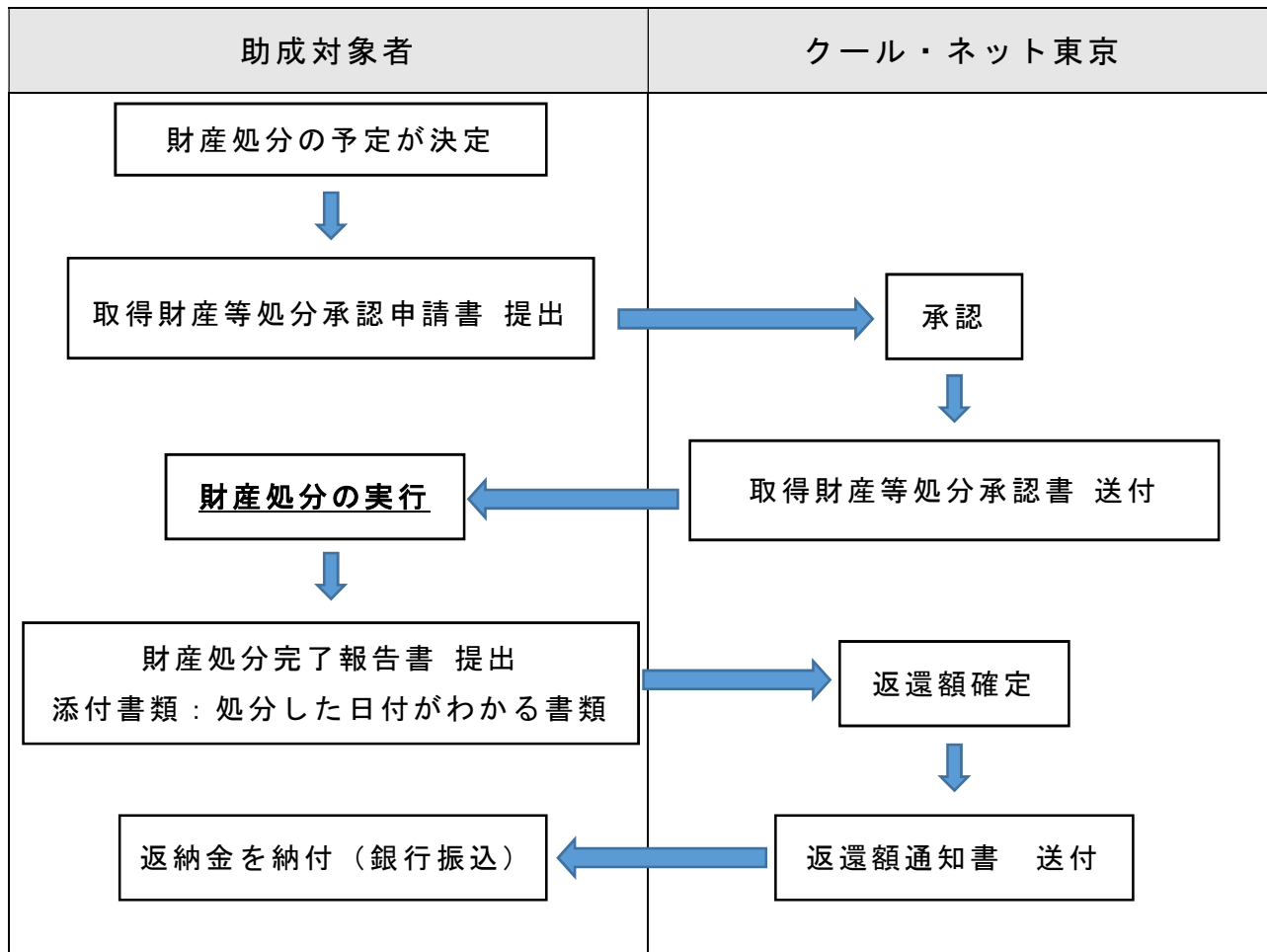
※処分制限期間は、初度登録日から起算します。

※処分を行う際は、必ず事前に承認を受けてください。承認前の処分や無届の処分は交付要綱違反となり、助成金全額の返納を求める場合がありますので、ご注意ください。

5.3 処分の手続き

(1) 承認申請

交付決定日以降、処分制限期間内に助成対象を処分するときは、以下のフロー図に従い、財産処分の承認申請を行ってください。



- ・「取得財産等処分承認申請書」及び「財産処分完了報告書」の様式は、別途お問い合わせください。
- ・承認申請の提出先は、助成金の申請時と同じです。
- ・クール・ネット東京から承認通知を受領したのちに処分を実行してください。
- ・承認申請書の到達から承認通知まで一定期間かかります。承認申請書に記載する「処分の予定日」は、提出日から一定期間空けてください。

(2) 返納金

処分制限期間内に車両を処分するときは、返納金が発生します。クール・ネット東京から通知される「取得財産等の処分に係る返還額通知書」に基づき、納付してください。計算方法は次のとおりです。

$\text{返還額} = \text{助成額} \times \left(1 - \frac{\text{経過期間}}{\text{処分制限期間}} \right) \text{ ※千円未満切り捨て}$

経過期間は、初度登録日から都外移転日又は所有権移転日（売却・下取りの場合は引渡日・入庫日）までの月数で計算します。たとえば、10日に初度登録した場合、翌月10日までは1ヶ月目、翌月11日からは2ヶ月目となります。処分制限期間も、月数で計算します（本助成金では48ヶ月となります）。

（３）返納金の免除

以下の場合、処分の承認を得るだけで、返納金は発生しません。処分承認申請時に、返納金免除を申し出てください。処分承認後に申し出ることはできません。

免除理由	免除要件の確認に必要な書類
天災等により走行不能となり抹消処分する場合	・自治体発行の罹災証明書 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの）
過失の無い事故により走行不能となり抹消処分する場合	・自動車安全運転センター発行の交通事故証明書 ・申請者の過失がゼロであることが明記されている損害賠償に関する承諾書（免責証書）、示談書等の、記名・捺印があるもの。 ・損害額が車両の現在簿価を上回ることの証明 ・登録識別情報等通知書（抹消登録が記載されたもの） ・C E V補助金を併用している場合は、一般社団法人次世代自動車振興センター発行「クリーンエネルギー自動車導入事業費補助金相当額返納についてのお知らせ」の返納額なしのもの
リース解約によりリース事業者が車両を保管する（リース事業者自身が都内等の助成要件を満たす）	・リース解約が確認できる書類 ・リース事業者が助成要件を満たすことの確認書
リース貸与先変更（新貸与先が都内等の助成要件を満たす）	・リース解約・承継が確認できる書類 ・新貸与先が助成要件を満たすことの確認書類
その他クール・ネット東京が特に認める場合	・クール・ネット東京が指定した書類

5.4 その他

本助成金は、東京都の公的資金を財源としており社会的にその適正な執行が強く求められていることを踏まえ、本手引きに記載のない事項や、疑義が発生した場合は、東京都と協議の上、決定します。

（参考）関連ホームページのご案内

○ 本事業のホームページ

- ・ カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/zev-share>

○ 関連事業のホームページ

- ・ FCV・EV・PHEV車両（燃料電池自動車等の普及促進事業・電気自動車等の普及促進事業）

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/ev>

東京都
カーシェア・レンタカー等ZEV化促進事業
助成金申請書類作成の手引き

□発行・編集

令和5年4月

公益財団法人東京都環境公社

東京都地球温暖化防止活動推進センター

（愛称：クール・ネット東京）

〒163-0809

東京都新宿区西新宿 2-4-1

新宿 NSビル 9階